

## ○島根県子ども・子育て支援推進会議条例

平成 25 年 7 月 5 日

島根県条例第 25 号

改正 平成 26 年 10 月 17 日条例第 47 号

令和 5 年 3 月 10 日条例第 12 号

島根県子ども・子育て支援推進会議条例をここに公布する。

## 島根県子ども・子育て支援推進会議条例

## (設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号)第 72 条第 4 項及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成 18 年法律第 77 号)第 25 条の規定に基づく審議会その他の合議制の機関として、島根県子ども・子育て支援推進会議(以下「推進会議」という。)を置く。

(平 26 条例 47・令 5 条例 12・一部改正)

## (組織)

第 2 条 推進会議は、委員 20 人以内で組織する。

2 委員は、子ども・子育て支援法第 7 条第 1 項に規定する子ども・子育て支援に関し十分な知識又は経験を有する者その他知事が必要と認める者のうちから、知事が任命する。

## (任期)

第 3 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

## (会長)

第 4 条 推進会議に、会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、推進会議を代表する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

## (会議)

第 5 条 推進会議の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

## (専門委員)

第 6 条 推進会議に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、当該専門の事項に関し十分な知識又は経験を有する者のうちから、知事が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

## (部会)

第 7 条 推進会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に、部会長を置き、当該部会に属する委員のうちから会長が指名する。

4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。

- 5 部会長に事故があるときは、部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 6 推進会議は、その定めるところにより、部会の議決をもって推進会議の議決とすることができる。

(庶務)

第 8 条 推進会議の庶務は、健康福祉部において処理する。

(委任)

第 9 条 この条例に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が推進会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日以後最初に開かれる会議は、第 5 条第 1 項の規定にかかわらず、知事が招集するものとする。

附 則(平成 26 年条例第 47 号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日から就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成 24 年法律第 66 号)の施行の日の前日までの間においては、この条例による改正後の島根県子ども・子育て支援推進会議条例第 1 条中「第 77 条第 4 項及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成 18 年法律第 77 号)第 25 条の規定に基づく審議会その他の合議制の機関」とあるのは、「第 77 条第 4 項の規定に基づく審議会その他の合議制の機関として、及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成 24 年法律第 66 号)附則第 9 条の規定に基づき、同法の規定による改正後の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成 18 年法律第 77 号)第 25 条に規定する事項を調査審議するための審議会その他の合議制の機関」とする。

附 則(令和 5 年条例第 12 号)

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。